

県立高等学校長 様

島根県教育委員会教育長

遠足、修学旅行等における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）

このことについて、教育における効果を重視し実施は可能としますが、下記の感染症対策にご留意いただくとともに、県教育委員会の新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン【高等学校版】（令和4年7月4日時点）に基づき、引き続き感染症対策の徹底をお願いします。

なお、今後の感染拡大状況により、県の要請内容等が変更される可能性がありますので、県教育委員会が示す関連情報に注意し、対応していただきますようお願いいたします。

また、この通知をもって、令和2年12月25日付け島教指第1012号「修学旅行等実施中の体調不良者への対応（改訂版）」は廃止します。

記

1. 出発前の対応

- (1) 生徒とその同居する家族等（以下、「生徒等」という。）は、出発の7日前から検温を含めた体調確認を徹底すること。
- (2) 生徒等に発熱や咳等の症状がある場合や新型コロナウイルスの濃厚接触の疑いがある場合には、医療機関を受診すること。
- (3) 生徒が新型コロナウイルスの濃厚接触者や陽性者として保健所に特定された場合は、当該生徒の参加を見送ること。
- (4) 活動先、宿泊先及び移動時に通過する最寄りの医療機関の連絡先や位置情報、活動先自治体のホームページ等から相談窓口などを確認し、まとめておくこと。
- (5) 発症者等発生時の対応について、生徒及び保護者に説明しておくこと。
  - ① 発熱等の体調不良時や濃厚接触者に特定された場合には、活動先で保護者に引き渡すこと。
  - ② 管轄保健所の指示によっては、活動先での待機等の可能性があること。
  - ③ 待機に係る宿泊や移動（帰宅）に係る経費等については、加入する旅行保険の内容を確認し、その内容を説明すること。
- (6) 発症者等発生後、保護者に引き渡すまでの間や療養施設等へ入所するまでの間、濃厚接触者と特定された場合などに待機できる場所を旅行業者と調整・確認しておくこと。
- (7) 濃厚接触者の可能性の段階では参加を継続させるため、この場合の感染症対策についても旅行業者と十分に確認を行うこと。
- (8) 保護者が対応できない場合を想定し、引率等の対応者を決めておくこと。その際、発症者、濃厚接触者それぞれに対応者が必要となることも想定しておくこと。

## 2. 旅行中に発症者等が発生した場合の対応

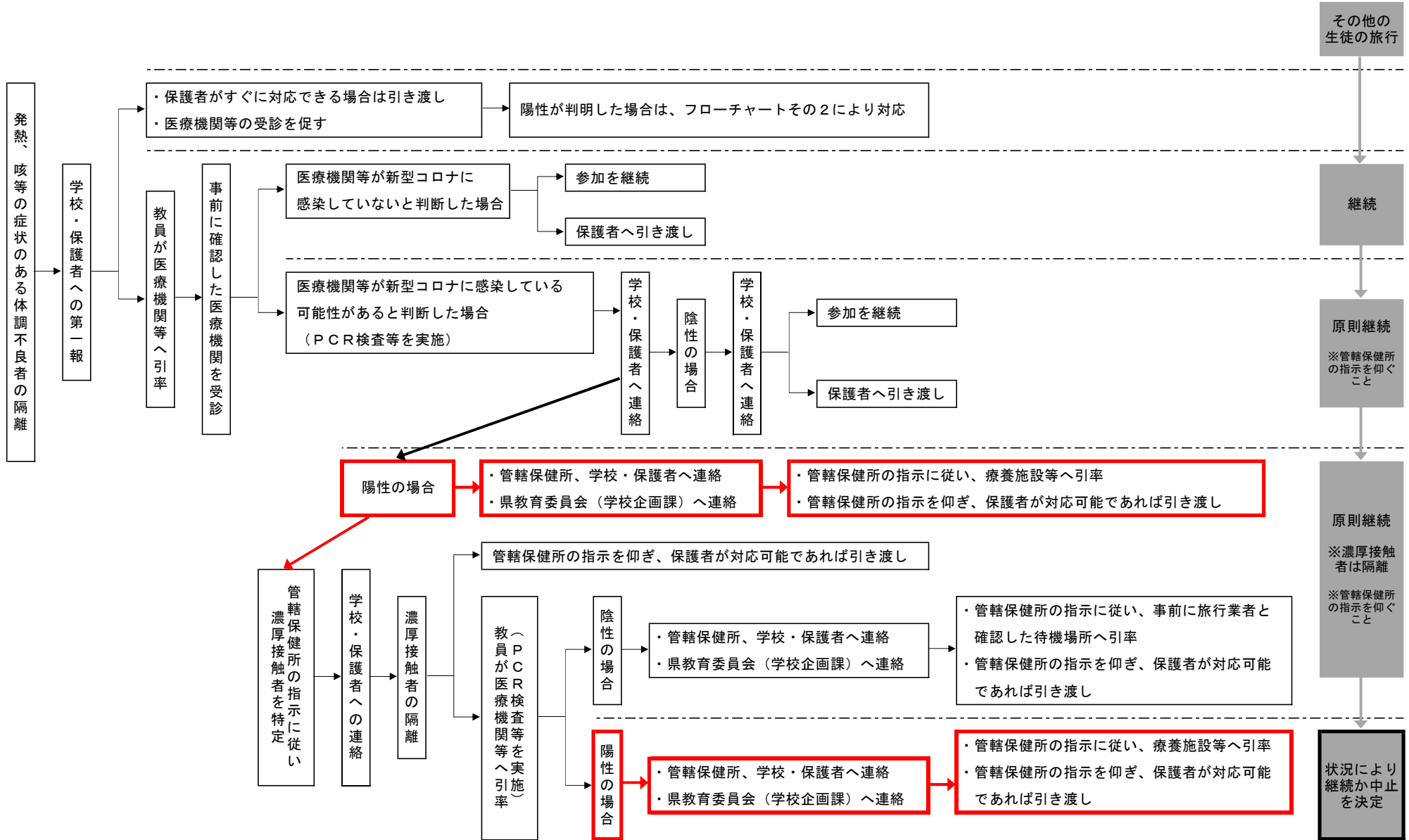
- (1) 発熱や咳等の症状がある体調不良者が発生した場合は、速やかに学校、保護者へ連絡すること。
  - ① すぐに保護者が対応できる場合は、生徒を引き渡すこと。
  - ② 保護者が対応できない場合は、1(4)で確認した医療機関を受診させること。
- (2) 新型コロナウイルスに感染したことが認められた場合は、発症者や濃厚接触者の特定等への対応を、管轄保健所や医療機関の指示に従い行うこと。

また、管轄保健所や医療機関の指示を速やかに学校、保護者、県教育委員会（学校企画課）に伝えること。
- (3) 濃厚接触の可能性のある者については、特定の有無が確定するまでは、感染症対策を厳重に行いながら、参加を継続させること。
- (4) 濃厚接触者と特定された者は、速やかに管轄保健所の指示に従うとともに、学校、保護者、県教育委員会（学校企画課）へ伝えること。

## 3. 旅行後の対応

- (1) 生徒等に対しては、旅行後7日間程度、毎朝の検温、体温の記録、発熱や咳等の症状の確認などを生徒だけに任せるのではなく、教職員が直接本人に確認するなど、徹底した健康観察を行うこと。
- (2) 生徒等に発熱や咳等の症状がある場合や新型コロナウイルスの濃厚接触の疑いがある場合には、保健所や医療機関の指示に従うこと。
- (3) 生徒が新型コロナウイルスの濃厚接触者と保健所に特定され、指示があった場合は、保健所の指示に従い対応すること。
- (4) 必要に応じて、学校に備えた抗原定性検査キット等により、感染の有無を確認すること。

遠足、修学旅行等実施中の体調不良者への対応 (フローチャート その1)



遠足、修学旅行等実施中に濃厚接触者と特定された場合の対応 (フローチャート その2)

